

更正の請求書・修正申告書作成コーナー

～所得税の更正の請求書・修正申告書作成のための操作の手引き～

修正申告書作成マニュアル

扶養控除等を修正する方で、
確定申告書データをお持ちの方用



既に提出した所得税の確定申告書の扶養控除等に修正が必要な場合の修正申告書の作成手順を説明します。

※ 画面イメージは、実際の画面と異なる場合があります。

1 作成開始

所得税の修正申告書の作成開始までの操作手順を説明します。

- ① 「新規に更正の請求書・修正申告書を作成する」を押してください。

作成コーナートップ

お知らせ

一覧

申告書等を作成する

作成前にご利用ガイドをご覧ください。



- 新規に申告書や決算書・収支内訳書を作成



- 途中で保存したデータ（拡張子が【.data】）を読み込んで、作成を再開
- 過去の申告書データを利用して作成



作成の流れ 入力例 ご利用になれない方 など

提出した申告書に誤りがあった場合

令和6年分以前の申告書に誤りがあった場合は、更正の請求書、修正申告書の提出を行ってください。

なお、令和7年分の申告書に誤りがあった場合は、確定申告期限内であれば、上の「申告書等を作成する」から申告書を作成し、再度提出してください。

① → [新規に更正の請求書・修正申告書を作成する](#)

→ [更正の請求書・修正申告書の作成を再開する](#)

インボイス発行事業者は消費税の申告が必要になります

インボイス発行事業者の登録を受けた事業者は、消費税の申告が必要です。

免税事業者が登録を受けた場合には、申告に当たって消費税の納税額を売上税額の2割に軽減できるいわゆる「2割特例」の適用が可能です。なお、基準期間（2年前）の課税売上高が1,000万円を超える場合や高額な資産を仕入れた場合、課税期間を短縮している場合など2割特例の適用を受けることができない場合があります。詳細は、「[2割特例](#)」特設ページをご参照ください。

※ 消費税の確定申告に当たっては、[インボイス発行事業者の登録を受けた方へ](#)を併せてご参照ください。また、インボイス制度の詳細は、[インボイス制度特設サイト](#)をご確認ください。

集計用ファイルのダウンロード

支払った医療費の内容や受け取った配当等の内容を表計算ソフトで入力することができます。

医療費集計フォーム

配当集計フォーム

メッセージボックスの確認

e-Taxソフト（WEB版）へログインすることで送信したデータの受付結果の確認やダウンロードができます。

確認する

送信した申告書の内容の確認

メッセージボックスからダウンロードしたデータ（拡張子が【.txt】）を読み込むと、申告の内容を確認することができます。

確認する

画面番号：CC-AX-010 < ページTOPへ

(⇒次ページへ続く)

- ② 「提出方法に関する質問」に回答して、税務署へ修正申告書を提出する際の提出方法を選択します。マイナンバーカードをお持ちの方は「スマートフォンを使用する」ボタン又は「ICカードリーダーライターを使用する」ボタンを、マイナンバーカードをお持ちでない方は「e-Tax (ID・パスワード方式)」ボタン又は「書面」ボタンを押します。

税務署への提出方法の選択

② 提出方法に関する質問

- マイナンバーカードをお持ちですか。
※ 電子証明書の有効期限切れにご注意ください。
 電子証明書の有効期限とは
はい いいえ
- マイナンバーカード読み取りに対応したスマートフォン又はICカードリーダーライターをお持ちですか。
 スマートフォンの対応機種を確認する方はこちら
はい いいえ

マイナンバーカードを利用してe-Taxをご利用になれます。
画面の案内に沿って操作を進め、e-Taxにより申告書の送信・提出を行ってください。
※ マイナンバーカードの電子証明書のパスワードをあらかじめご用意ください。
 マイナンバーカードを利用してe-Taxで申告書を提出する方法

認証方法の選択

スマートフォンを使用する > ICカードリーダーライターを使用する >

※ スマートフォンでパソコンに表示されるQRコードを読み取る方法です。

提出方法を変更する方はこちら ▲

e-Tax (ID・パスワード方式) > 書面 >

※ 税務署で発行されたID・パスワードを利用する方法です。
 ID・パスワード方式とは
 税理士等でない方が他人の確定申告書等を作成することは法律で禁止されています

税理士の方が代理送信を行う場合

代理送信 >

戻る

画面番号：CC-AA-010 ^ ページTOP ^

(⇒次ページへ続く)

③ 表示されているラジオボタンから、作成する修正申告書の年分に応じてラジオボタンを選択し、「作成開始」ボタンを押してください。

この後、先ほど選択した提出方法に応じて、マイナンバーカードの認証や利用者識別番号の入力等を行ってください。

※ この操作の手引きでは、「令和7年分」の所得税の修正申告書の「作成開始」を選択した場合の説明をしています。

作成する更正の請求書・修正申告書の選択

作成する更正の請求書・修正申告書の年分を選択してください。

③ 令和7年分 令和6年分 令和5年分 令和4年分 令和3年分 令和2年分

令和7年分の申告書等の作成

<input type="checkbox"/> 所得税の更正の請求書・修正申告書	③ <input type="button" value="作成開始"/>
<input type="checkbox"/> 決算書・収支内訳書（更正の請求・修正申告書）	<input type="button" value="作成開始"/>
<input type="checkbox"/> 消費税の更正の請求書・修正申告書	<input type="button" value="作成開始"/>
<input type="checkbox"/> 贈与税の更正の請求書・修正申告書	<input type="button" value="作成開始"/>

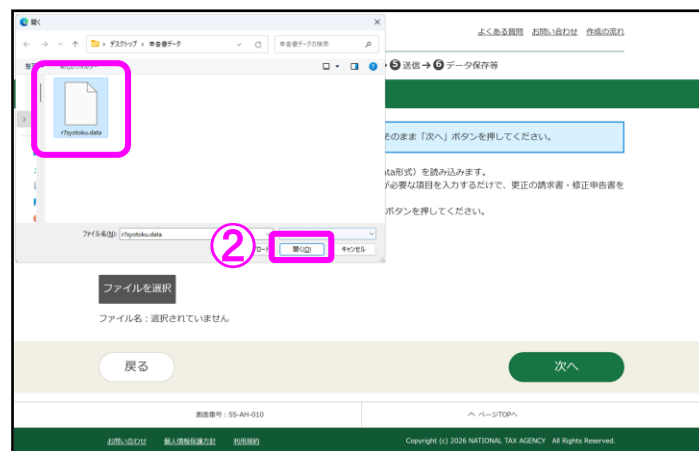
[トップ画面へ戻る](#)

画面番号：CC-AA-160 [ページTOPへ](#)

2 「確定申告書データ読込」画面

2.1 確定申告書データ読込

- ① 「ファイルを選択」ボタンを押してください。
- ② 「アップロードするファイルの選択」などのダイアログボックスが表示されますので、読み込んだ「確定申告書データ」（拡張子「.data」形式、事例では令和7年分所得税の確定申告書のデータ）を選択し、「開く」ボタンを押してください。
- ③ ダイアログボックスが閉じ、「ファイル名：」に②で選択したファイル名が表示されていることを確認し、「保存データ読込」ボタンを押してください。



2.2 読込内容の確認

- ① 読み込んだデータの内容を確認してください。
- ② 「次へ」ボタンを押してください。

国税庁 確定申告書等作成コーナー よくある質問 お問い合わせ 作成の流れ

令和 7 年分 所得税 (更正・修正) [マイナンバーカード](#)

① 申告準備 → ② 修正前入力 → ③ 修正項目選択 → ④ 修正内容入力 → ⑤ 送信 → ⑥ データ保存等

確定申告書データの読込結果

読込内容の確認

読み込んだ確定申告書データに誤りがないか確認の上、「次へ」ボタンを押してください。

① **確定申告書データの内容**

年分	令和7年
氏名 (フリガナ)	コクゼイ タロウ
氏名 (漢字)	国税 太郎
生年月日	昭和43年10月31日

上書きされる項目

以下の項目については、表示された内容で上書きされます。

氏名 (フリガナ)	-
氏名 (漢字)	-
生年月日	-

戻る ② 次へ

画面番号 : SS-AH-020 ^ ページTOP ^

お問い合わせ 個人情報保護方針 利用規約 Copyright (c) 2026 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

3 「本人情報の確認等」画面

① 青色申告の承認を受けている場合は、「青色申告の承認を受けている」にチェックを付けてください。

※ 読み込んだデータが青色申告で作成されている場合は、あらかじめチェックが付されています。

② 「次へ」ボタンを押してください。

国税庁 確定申告書等作成コーナー よくある質問 お問い合わせ 作成の流れ

令和 7 年分 所得税 (更正・修正) マイナンバーカード

① 申告準備 → ② 修正前入力 → ③ 修正項目選択 → ④ 修正内容入力 → ⑤ 送信 → ⑥ データ保存等

本人情報の確認等

本人情報の確認

申告者本人の生年月日 必須

昭和43(1968) 10 31

申告する所得に関する質問

① 事業所得や不動産所得がある方で、青色申告承認申請書を税務署に提出して承認（みなし承認を含む。）を受けている場合は、「青色申告の承認を受けている」にチェックを付けてください。

青色申告の承認を受けている

戻る ② 次へ

画面番号 : SS-AA-010c ^ ページTOP^

お問い合わせ 個人情報保護方針 利用規約 Copyright (c) 2026 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

4 「所得金額等の入力」画面

【更正の請求・修正申告前の所得金額等の入力】

- ① P4 「『確定申告書データ読込』画面」において読み込んだデータの所得金額等の申告内容が表示されますので、読み込んだデータに誤りがないか確認してください。
- ② 「次へ」ボタンを押してください。

所得金額等の入力

確定申告書データの読込内容は以下のとおりです。

①

所得金額等	
給与所得	
区分	-
所得金額	5,326,000円
所得金額の合計	
所得金額	5,326,000円

読込内容が申告内容と異なる場合

戻る

② 次へ

ここまでの入力内容を保存

画面番号 : SS-AH-030a

ページTOPへ

5 「所得から差し引かれる金額の入力」画面

【更正の請求・修正申告前の所得から差し引かれる金額（所得控除）の入力】

- ① P4 『確定申告書データ読込』画面において読み込んだデータの所得控除の申告内容が表示されますので、読み込んだデータに誤りがないか確認してください。
- ② 「次へ」ボタンを押してください。

所得から差し引かれる金額の入力

確定申告書データの読込内容は以下のとおりです。

所得から差し引かれる金額（所得控除）

① 社会保険料控除	
控除額	911,504円
地震保険料控除	
控除額	21,000円
配偶者（特別）控除	
区分1	-
区分2	-
控除額	380,000円
扶養控除	
区分	-
控除額	760,000円
特定親族特別控除	
区分	-
人数	2人
控除額	520,000円
基礎控除	
控除額	630,000円
計	
社会保険料控除から基礎控除までの計	3,222,504円
所得から差し引かれる金額の合計	
合計	3,222,504円

読込内容が申告内容と異なる場合

戻る **② 次へ**
ここまでの入力内容を保存

画面番号：SS-AH-040 ^ ページTOPへ

6 「税金の計算に関する入力」画面

【更正の請求・修正申告前の税金の計算（税額控除等）に関する入力】

- ① P4 「『確定申告書データ読込』画面」において読み込んだデータの税額控除等の申告内容が表示されますので、読み込んだデータに誤りがないか確認してください。
- ② 「次へ」ボタンを押してください。

税金の計算に関する入力

確定申告書データの読込内容は以下のとおりです。

① 税金の計算（税額控除等）

課税される所得金額	
金額	2,103,000円
上記に対する税額	
税額	112,800円
差引所得税額	
税額	112,800円
再差引所得税額（基準所得税額）	
税額	112,800円
復興特別所得税額	
税額	2,368円
所得税及び復興特別所得税の額	
税額	115,168円
源泉徴収税額	
税額	215,000円
申告納税額	
税額	-99,832円
第3期分の税額	
納める税金	-
還付される税金	99,832円

読込内容が申告内容と異なる場合

戻る ② **次へ**

ここまでの入力内容を保存

画面番号：SS-AH-050 ページTOPへ

7 「その他の項目に関する入力」画面

【更正の請求・修正申告前のその他の項目に関する入力】

- ① P4 「『確定申告書データ読込』画面」において読み込んだデータのその他の項目の申告内容が表示されますので、読み込んだデータに誤りがないか確認してください。
- ② 「次へ」ボタンを押してください。

その他の項目に関する入力

確定申告書データの読込内容は以下のとおりです。

その他の項目

公的年金等以外の合計所得金額	
金額	5,326,000円

読込内容が申告内容と異なる場合

戻る

次へ

ここまでの入力内容を保存

画面番号 : SS-AH-060

ページTOPへ

8 「修正項目の選択」画面

① 下図の①の右側にある、「V」を押すと選択肢が表示されますので追加訂正等をする項目を選択してください。

② 追加訂正等項目の選択終了後、「次へ」ボタンを押してください。

なお、それぞれの修正画面の入力方法は、以下のリンクをご参照ください。

⇒ [扶養控除・特定親族特別控除を修正する場合](#)

⇒ [配偶者（特別）控除を修正する場合](#)

修正項目の選択

追加を行う所得・控除等を選択してください。
なお、既に申告した所得・控除等の内容を修正する場合、選択を行う必要はありません。

収入・所得金額（総合課税）

収入・所得金額（総合課税）の修正項目

- 事業所得（営業等・農業）
- 不動産所得
- 利子所得
- 配当所得
- 給与所得
- 雑所得（公約年金等）
- 雑所得（業務・その他）
- 総合課税所得（短期・長期）
- 一時所得

収入・所得金額（申告分離課税）

収入・所得金額（申告分離課税）の修正項目

- 土地建物等の譲渡所得
- 株式等の譲渡所得等、上場株式等に係る配当所得等
- 先物取引に係る雑所得等
- 退職所得

※：退職所得のある方で、更正の請求・修正申告を行う直前の申告で退職所得を申告していない場合は、退職所得を含めて更正の請求・修正申告を行う必要がありますので選択してください。

所得から差し引かれる金額（所得控除）

所得から差し引かれる金額（所得控除）の修正項目

- 障害者控除（本人）
- 障害者控除（配偶者）
- 障害者控除（扶養親族）
- 配偶者（特別）控除
- 扶養控除・特定親族特別控除（16歳未満の扶養親族や申告者本人以外の扶養親族を含む。）

税金の計算（税額控除等）

税金の計算（税額控除等）の修正項目

- 投資税額控除
- (特定増改築等)住宅借入金等特別控除
- 政党等寄附金等特別控除
- 住宅ローン減税特別控除

その他の項目

その他の項目の修正項目

- > 「青色申告特別控除」にチェックを付せることのできない場合
- 専従者給与（控除）額
- 青色申告特別控除額
- 本年分で差し引く繰越損失額
- 平均課税対象金額、臨時・変動所得金額

戻る

② 次へ

ここまでの入力内容を保存

画面番号：SS-A3-010

Copyright (c) 2026 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

9 「更正の請求・修正申告額の入力」画面（扶養控除・特定親族特別控除を修正する場合）

- ① 読み込んだデータの申告項目及び「修正項目の選択」画面等において入力した項目が表示されます。
- ② 扶養控除・特定親族特別控除が入力できるようになりますので、下図の②の「訂正する」ボタンを押してください。

更正の請求・修正申告額の入力

更正の請求・修正申告後の内容を入力してください。

収入・所得金額（総合課税）の確認

①

給与所得

項目	修正前	修正後	修正後の入力有無
区分	-	-	-
収入金額	7,140,000円	7,140,000円	✔ 入力あり
区分	-	-	-
所得金額	5,326,000円	5,326,000円	✔ 入力あり

訂正する >

所得金額の合計

項目	修正前	修正後	修正後の入力有無
所得金額の合計	5,326,000円	5,326,000円	入力項目ではありません

所得から差し引かれる金額（所得控除）の確認

社会保険料控除

項目	修正前	修正後	修正後の入力有無
控除額	911,504円	911,504円	✔ 入力あり

訂正する >

地震保険料控除

項目	修正前	修正後	修正後の入力有無
控除額	21,000円	21,000円	✔ 入力あり

訂正する >

配偶者（特別）控除

項目	修正前	修正後	修正後の入力有無
区分1	-	-	-
区分2	-	-	-
控除額	380,000円	380,000円	✔ 入力あり

訂正する >

扶養控除・特定親族特別控除

扶養控除

項目	修正前	修正後	修正後の入力有無
区分	-	-	-
控除額	760,000円	760,000円	✔ 入力あり

特定親族特別控除

項目	修正前	修正後	修正後の入力有無
区分	-	-	-
人数	2人	2人	✔ 入力あり
控除額	520,000円	520,000円	✔ 入力あり

訂正する >

②

10 「扶養控除・特定親族特別控除の入力」画面

① 扶養控除・特定親族特別控除の対象とならない方について、「削除」を選択してください。

扶養控除・特定親族特別控除の入力

扶養親族等の一覧

扶養親族等の入力

入力人数：4人 / 12人
※：16歳以上6人、16歳未満6人まで入力可能

扶養親族等の入力内容

	扶養親族等の氏名	生年月日 ※：令和8年1月1日時点 の年齢を表示していま ず。	扶養控除額	特定親族特別 控除額	障害者控除額	操作
1	国税 太郎 (子)	平成13年4月13日 (24歳)	380,000円	-	-	訂正 削除
2	国税 次郎 (子)	平成14年5月14日 (23歳)	380,000円	-	-	訂正 削除
3	国税 三郎 (子)	平成15年6月15日 (22歳)	-	310,000円	-	訂正 削除
4	国税 四郎 (子)	平成16年7月16日 (21歳)	-	210,000円	-	訂正 削除

+ 扶養親族等を入力する

扶養控除額の合計
760,000円

特定親族特別控除額の合計
520,000円

扶養親族に係る障害者控除額の合計
-

戻る 入力終了



(⇒次ページへ続く)

- ② 扶養控除・特定親族特別控除の対象とならない方が、削除されていることを確認してください。
- ③ 「入力終了」ボタンを押してください。

扶養控除・特定親族特別控除の入力

扶養親族等の一覧

扶養親族等の入力

入力人数：2人 / 12人
※：16歳以上6人、16歳未満6人まで入力可能

扶養親族等の入力内容

	扶養親族等の氏名	生年月日 ※：令和8年1月1日時点の年齢を表示しています。	扶養控除額	特定親族特別控除額	障害者控除額	操作
②	1 国税 太郎 (子)	平成13年4月13日 (24歳)	380,000円	-	-	訂正 削除
②	2 国税 三郎 (子)	平成15年6月15日 (22歳)	-	310,000円	-	訂正 削除

+ 扶養親族等を入力する

扶養控除額の合計
380,000円

特定親族特別控除額の合計
310,000円

扶養親族に係る障害者控除額の合計
-

戻る ③ 入力終了

11 「更正の請求・修正申告額の入力」画面の終了

- ① 扶養控除・特定親族特別控除の額が修正されます。
- ② 配偶者（特別）控除の修正の必要がない場合は、「次へ」ボタンを押すと、「計算結果の確認」画面が表示されます。「計算結果の確認」画面は、以下のリンクからご確認ください。

⇒ [「計算結果の確認」画面](#)

更正の請求・修正申告額の入力

更正の請求・修正申告後の内容を入力してください。

収入・所得金額（総合課税）の確認

給与所得

項目	修正前	修正後	修正後の入力有無
区分	-	-	-
収入金額			
区分			
所得金額			

訂正する >

地震保険料控除

項目	修正前	修正後	修正後の入力有無
控除額			

訂正する >

配偶者（特別）控除

項目	修正前	修正後	修正後の入力有無
区分1			
区分2	-	-	-
控除額	380,000円		✔ 入力あり

訂正する >

扶養控除・特定親族特別控除

項目	修正前	修正後	修正後の入力有無
区分	-	-	-
控除額	760,000円	380,000円	✔ 入力あり

特定親族特別控除

項目	修正前	修正後	修正後の入力有無
区分	-	-	-
人数	2人	1人	✔ 入力あり
控除額	520,000円	310,000円	✔ 入力あり

訂正する >

戻る
②
次へ

ここまでの入力内容を保存

【ご参考】

特定親族特別控除の金額は、特定親族の合計所得金額から計算されます。

特定親族の合計所得金額		控除額
58万円超	85万円以下	63万円
85万円超	90万円以下	61万円
90万円超	95万円以下	51万円
95万円超	100万円以下	41万円
100万円超	105万円以下	31万円
105万円超	110万円以下	21万円
110万円超	115万円以下	11万円
115万円超	120万円以下	6万円
120万円超	123万円以下	3万円
123万円超		0円

①

15

12 「更正の請求・修正申告額の入力」画面（配偶者（特別）控除を修正する場合）

- ① 読み込んだデータ項目は、既に金額が入力されています。
- ② 配偶者（特別）控除の「訂正する」ボタンを押してください。

更正の請求・修正申告額の入力

更正の請求・修正申告後の内容を入力してください。

収入・所得金額（総合課税）の確認

給与所得

項目	修正前	修正後	修正後の入力有無
区分	-	-	-
収入金額	7,140,000円	7,140,000円	✓ 入力あり
区分	-	-	-
所得金額	5,326,000円	5,326,000円	✓ 入力あり

訂正する >

所得金額の合計

項目	修正前	修正後	修正後の入力有無
所得金額の合計	5,326,000円	5,326,000円	入力項目ではありません

所得から差し引かれる金額（所得控除）の確認

社会保険料控除

項目	修正前	修正後	修正後の入力有無
控除額	911,504円	911,504円	✓ 入力あり

訂正する >

地震保険料控除

項目	修正前	修正後	修正後の入力有無
控除額	21,000円	21,000円	✓ 入力あり

訂正する >

配偶者（特別）控除

項目	修正前	修正後	修正後の入力有無
区分1	-	-	-
区分2	-	-	-
控除額	380,000円	380,000円	✓ 入力あり

訂正する >

扶養控除・特定親族特別控除

扶養控除

項目	修正前	修正後	修正後の入力有無
区分	-	-	-
控除額	760,000円	380,000円	✓ 入力あり

特定親族特別控除

項目	修正前	修正後	修正後の入力有無
区分	-	-	-
人数	2人	1人	✓ 入力あり
控除額	520,000円	310,000円	✓ 入力あり

訂正する >

13 「配偶者（特別）控除の入力」画面

- ① 配偶者の収入金額等を確認し、入力してください。
- ② 「入力終了」ボタンを押してください。

配偶者（特別）控除の入力

配偶者（特別）控除の入力

▲ 控除の対象にならない配偶者の例

- 青色申告者の事業専従者として給与の支払を受けている方
- 白色申告者の事業専従者
- 他の親族の扶養控除、障害者控除又は特定親族特別控除の対象とされている方

※：夫婦が互いに配偶者（特別）控除の適用を受けることはできません。

配偶者の基本情報等

配偶者の基本情報

配偶者の氏名
※：10文字以内

国税 花子

> 配偶者の氏名が10文字を超える場合の入力方法

配偶者の生年月日

昭和45(1970) 1 1

その他の情報

配偶者の障害者の該当
> 障害者の区分が分からない場合

障害者の区分を選択してください

国外居住親族の該当
> 国外居住親族とは

配偶者が国外居住親族である

別居の該当
 配偶者と別居している

① 配偶者の収入金額等

配偶者の方に該当する収入がある場合は、収入金額等を入力してください。
> 収入金額等の入力方法が分からない場合

配偶者の給与の収入金額（円）
※：「給与所得の源泉徴収票」の支払金額の合計

2,000,000

配偶者の公的年金等の収入金額（円）
※：「公的年金等の源泉徴収票」の支払金額の合計

配偶者の上記以外の所得金額（円）
※：収入金額から必要経費等を差し引いた後の金額

配偶者（特別）控除の入力内容を削除する場合

戻る **②** 入力終了

14 「更正の請求・修正申告額の入力」画面の終了

- ① 配偶者（特別）控除の額が自動的に計算されます。
- ② 「次へ」ボタンを押してください。

更正の請求・修正申告額の入力

更正の請求・修正申告後の内容を入力してください。

収入・所得金額（総合課税）の確認

給与所得

項目	修正前	修正後	修正後の入力有無
区分	-	-	-
収入金額			
区分			
所得金額			

【ご参考】
配偶者（特別）控除の金額は、あなたの合計所得金額と、配偶者の合計所得金額から計算されます。

		あなた(居住者)の合計所得金額				控除の種類
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超	
配偶者の合計所得金額	58万円以下	38万円	26万円	13万円	0円	配偶者控除
	老人控除対象配偶者(▶39ページ) <small>※昭和31年1月1日以前に生まれた方(70歳以上の方)</small>	48万円	32万円	16万円		
	58万円超 95万円以下	38万円	26万円	13万円		配偶者特別控除
	95万円超 100万円以下	36万円	24万円	12万円		
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円		
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円		
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円		
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円		
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円		
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円		
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円			
133万円超	0円	0円	0円			

地震保険

項目	修正前	修正後の入力有無
控除額	21,000円	✔ 入力あり

訂正する >

① 配偶者（特別）控除

項目	修正前	修正後	修正後の入力有無
区分1	-	1 (配偶者特別控除の適用を受ける)	✔ 入力あり
区分2	-	-	-
控除額	380,000円	30,000円	✔ 入力あり

訂正する >

戻る

② 次へ

ここまでの入力内容を保存

15 「計算結果の確認」画面

- ① 修正申告により新たに納付すべき税額が表示されていますので確認してください。
※ 訂正する項目がある場合には、「戻る」ボタンを押すと P12「更正の請求・修正申告額の入力」画面に戻りますので、該当する項目の「訂正する」ボタンを押して入力内容を訂正してください。
- ② 確認が終わりましたら、「次へ」ボタンを押してください。

計算結果の確認

入力内容から計算した結果は以下のとおりです。
表示された内容を確認し、訂正がある場合は「戻る」ボタンを押してください。

① 計算の結果、**修正申告書**を作成します。

納付する金額
156,400円

※：住民税については、修正申告書に基づき市区町村で別々となります。

収入・所得金額（総合課税）の

給与所得

項目
区分（収入金額）
収入金額
区分（所得金額）
所得金額

所得金額の合計

項目
所得金額の合計

計算結果の確認

入力内容から計算した結果は以下のとおりです。
表示された内容を確認し、訂正がある場合は「戻る」ボタンを押してください。

▲ 入力に誤りがない場合は、更正の請求又は修正申告は不要です。
更正の請求又は修正申告の詳細は、所轄の税務署にお問い合わせください。

その他の項目の確認

差引金額	0円
差引金額	+1,320,000円

修正申告をしても納付すべき税額が変わらない等の理由で、更正の請求や修正申告が不要である場合、「次へ」ボタンではなく、「作成終了」ボタンが表示されます。「作成終了」ボタンを押すと確定申告書等作成コーナーのトップ画面へ戻ります。

作成終了

戻る

② **次へ**

ここまでの入力内容を保存

16 「修正申告によって異動した事項の入力」画面

- ① 修正申告によって異動した事項について、入力してください。
- ② 入力が終わりましたら、「次へ」ボタンを押してください。

修正申告による異動事項の入力

修正申告によって異動した事項の入力

修正申告によって異動した事項 ⓘ

※：100文字以内

① 扶養控除の修正

戻る

② 次へ

ここまでの入力内容を保存

17 「財産債務調書の作成」画面

- ① 財産債務調書の提出基準に該当する場合は、「12月31日において合計額が10億円以上の財産を保有している。」をチェックし、「入力する」ボタンを押して、「財産・債務の入力」へ進みます。

※「更正の請求・修正申告書作成編（確定申告書データをお持ちの場合）」のP20をご参照ください。）

- ② 財産債務調書の提出基準に該当しない場合、「財産債務調書」を手書きなどで別途作成する場合や、既に提出済みの場合は「次へ」ボタンを押してください。

① 申告準備 → ② 修正前入力 → ③ 修正項目選択 → ④ 修正内容入力 → ⑤ 送信 → ⑥ データ保存等

財産債務調書の作成


① 既に財産債務調書を提出された方で、更正の請求・修正申告により財産債務調書の金額等に変更がない場合は、「次へ」ボタンを押してください。

財産債務調書の作成

財産債務調書の提出要件の確認

令和7年12月31日においてその価額の合計額が10億円以上の財産を有する方は、令和8年6月30日（火）までに、財産債務調書を提出する必要があります。
提出義務者に該当する方は、チェックをしてください。

なお、すでに財産債務調書を提出された方で、更正の請求・修正申告により財産債務調書の金額等に変更がない場合は、財産債務調書の提出は不要ですので、チェックを付けずに「次へ」をクリックしてください。

> 財産債務調書の提出要件の詳細 

① 12月31日において合計額が10億円以上の財産を保有している。

※：別途提出する場合、入力を省略することができます。

18 「納付方法等の入力」画面

① 納付方法及び通知方法を選択してください。

なお、「スマホアプリ納付」又は「コンビニ納付」を選択すると、税務署や金融機関に出向く必要がない上、手数料も不要です。

税務署等の窓口での納付を希望する場合は、「金融機関等での窓口納付」を選択してください。

※1 修正申告により、新たに納付すべき税額は、修正申告書の提出日が納期限となりますので、速やかに納付してください。

※2 書面で作成する場合は、スマホアプリ納付をご利用できません。

② 選択が終了しましたら、「次へ」ボタンを押してください。

「基本情報の入力」画面へ進みます。

納付方法等の入力

納付 する金額
156,400円
※：住民税等については、修正申告書に基づき市区町村で別途計算されます。

納付方法

納付方法の選択
納付方法 **必須**
> 各納付方法の内容を確認する

選択してください

通知方法の選択

この申告書に係る通知等（加算税の賦課決定通知、予定納税額の通知）がある場合、これらの通知を電子的に受け取ることができます。
> 電子交付を希望する場合の留意事項

Q e-Taxによる電子交付か 郵送等による書面交付のどちらを希望しますか？ **必須**

電子交付 **書面交付**

戻る **次へ**
ここまでの入力内容を保存

19 「基本情報の入力」画面

- ① 住所・氏名等【必須】と表示されている項目は、必ず入力してください。
- ② 入力終了後、「次へ」ボタンを押してください。

①

基本情報の入力

氏名・電話番号の入力

氏名（フリガナ）	※：各11文字以内
コクゼイ タロウ	
氏名（漢字） 必須	※：各10文字以内
国税 太郎	

住所の入力

現在の住所の入力

納税地の区分 必須 ? □	<input type="radio"/> 住所地
	<input checked="" type="radio"/> 事業所等
	1040045 郵便番号から住所入力
都道府県 必須	東京都 中央区
丁目市地等 必須	※：郵便局名・市町村名と合計で28文字以内
	築地5丁目3-1
建物名・号室	※：28文字以内（制限文字数を超える場合、マンション名を省略するなどして文字数を減らすください。）
	〇〇マンション101号室
提出先税務署 必須 ? □	東京都 京橋

その他の項目の入力

職業 ? □	※：個人事業主の方は、事業の内容を具体的に記入してください（自営業、自働車運転手など）。
	※：11文字以内
	会社員
屋号・番号	※：事業に係る屋号や番号がある場合は入力してください。
	※：30文字以内
	国税商店
世帯主の氏名（漢字）	ご自身が世帯主
	※：10文字以内
	国税 太郎
世帯主からみた続柄	選択してください
整理番号 ? □	※：税務署から送付された「確定申告のお知らせ」などにより、税務署で付番は入力してください。
	※：数字8桁
	01234567

戻る **②** 次へ

ここまでの入力内容を保存

郵便番号を入力し、「郵便番号から住所入力」ボタンを押すと、住所及び税務署名が自動で入力されます。

郵便番号から住所入力

住所の続きを入力します。

郵便番号から住所が検索できなかった場合は、都道府県及び市区町村をプルダウンで選択してください。

提出先税務署を選択します。
※ 郵便番号から住所を検索した場合などは、自動で表示されます（一部を除く。）。

「ご自身が世帯主」ボタンを押すと、「氏名」欄の名前をコピーして「世帯主の氏名」欄に表示し、「世帯主からみた続柄」欄に「本人」と表示します。

ご自身が世帯主

20 「マイナンバーの入力」画面

画面に表示されている方のマイナンバーを入力し、入力終了後「次へ」ボタンを押してください。

① 申告準備 → ② 修正前入力 → ③ 修正項目選択 → ④ 修正内容入力 → ⑤ 送信 → ⑥ データ保存等

マイナンバーの入力

	氏名	生年月日	マイナンバー（個人番号） ※：数字12桁
1人目	国税 太郎（本人）	昭和43年10月31日	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>

戻る

次へ

ここまでの入力内容を保存

この画面以降の操作方法については、各画面の案内に従い操作を行ってください。